

日医標準レセプトソフト・支援サービス契約約款

第1条（約款の適用）

株式会社エクシーズ（以下、当社と言います。）は、日本医師会が提供するフリーソフトウェア「日医標準レセプトソフト」を医療機関が使用するにあたり、正常に運用開始、維持できるように支援する「日医標準レセプトソフト・支援サービス契約約款」（以下、当約款と言います。）を定め、これにより「日医標準レセプトソフト・支援サービス」（以下、当サービスと言います。）を提供致します。

第2条（約款の変更）

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件等は、変更後の「日医標準レセプトソフト・支援サービス契約約款」によります。

第3条（協議）

当約款に記載のない事項で当サービス上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

第4条（サービスの範囲）

当サービスにおいて提供するサービスは以下のとおりとします。

(1) 導入時サービス

1. 機器の選定・手配・設置サービス

- Linux動作確認済み機器の提供
- 基本ソフト（Linux）のインストール・設定
- 「日医標準レセプトソフト」のインストール・設定
- 既存レセコンからのデータの移行
- 医療機関への機器の設置、ネットワークの設定
- レセプトオンライン請求設定（オンライン請求時）
- 全体の動作確認

※ 機器設置時にネットワーク工事が発生する場合がありますが、工事については当サービスに含まれておりません。

2. 導入支援サービス

- 医療機関IDの申請代行
- 支払基金・国保連への申請代行
- マスタ関連の打ち合わせ、登録
- 操作指導

- 並行運用支援
- 運用開始時立会い
- 日本医師会へのデータコンバート依頼（データコンバート料金は別途）

(2) 運用時サービス

3. 年間基本保守サービス

- メールによる問い合わせ対応
- 電話による問い合わせ対応
- リモート接続によるシステム調査
- リモート保守によるシステム障害対応支援

4. 訪問支援サービス

- 契約者の依頼による訪問作業（月1回1時間程度まで）

第5条（サービス提供時間）

当サービスの提供時間は平日（土曜、日曜、祝日、年末年始、お盆休暇以外）の午前10時から午後6時半までとします。

第6条（除外作業）

次の項目に定めることは、サービスの範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には、別途協議のうえ料金等を決定するものとします。

- (1) ハードウェアの移設および撤去に関する作業
- (2) ハードウェアの日常の清掃や点検
- (3) トナーカートリッジ、インク、用紙等の消耗品の供給
- (4) 契約者の不適切な取扱による障害対応
- (5) 契約時間外に希望された場合の障害対応
- (6) 当社が指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、又は契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合対応。
- (7) 当社が指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合対応。
- (8) 指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合。

第7条（責任の範囲）

「日医標準レセプトソフト」は日本医師会が無償で提供するフリーソフトウェアであり、当サービスはその運用を支援するサービスでありソフトウェアの正常な動作を保証するものではありません。また、当サービスの提供または提供の遅延により契約者が被った損害についても当社は一切その責任を負うものではありません。

第8条（契約申込の方法）

当サービスを契約する場合には、必要事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

第9条（契約申込の承諾）

当サービスの契約は、前条の契約の申込に対し、当社が承諾した時に成立します。

第10条（ソフトウェアの使用許諾）

ソフトウェアは「日医標準レセプトソフト」を使用するものとし、取扱については「日医オープンソース使用許諾契約」に従うものとしします。

第11条（契約の期間）

当サービス契約の有効期間は、発効日から1年間とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに契約者又は当社から何らの意志表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以後は期間満了毎にこの例によるものとしします。

第12条（サービス料金等）

契約者は、当社が別途定めるサービス料金等を当社の指定する期日までに当社の指定する方法によって、遅延なくお支払いして頂くものとしします。また、途中解約によるサービス料金の返金には一切応じないものとしします。当社が提供するサービス料金の体系は、【別紙1】のとおりとしします。

第13条（再委託）

当社は、当サービスの一部又は全部を第三者へ再委託することができないものとしします。ただし、契約者が他の事業者（当社と同程度又はそれ以上の水準でセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じている事業者であって、当社がそのことを保証する場合に限る）に再委託することを事前に承諾した場合は、この限りではありません。

第14条（移転）

契約者は、契約者の事業所移転により機器を移転する場合には、予めその旨を当社に通知するものとしします。

第15条（解除）

契約者および当社は、相手方が次のいずれかの項目に該当する場合には、当サービスを解除できるものとしします。

- (1) 契約者が料金の支払いに遅延したとき
- (2) 監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき
- (3) 手形交換所の不渡処分を受けた時、または支払停止状態に至ったとき

- (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき
- (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、または申し立てを自らなしたとき
- (6) 営業の廃止または解放に至ったとき

第16条（免責）

当社の保守等の業務に帰すべからざる事由により、提供機器に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、当社は責任を負わないものとします。

第17条（秘密保持）

契約者および当社は当サービスの履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を第三者に漏洩しないものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

当サービスの利用に関して、契約者と当社の間で係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とさせていただきます。

この約款は2009年10月1日から実施します。